長崎市教育委員会告示第１８号

長崎市立小、中学校の指定学校変更就学及び区域外就学に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和８年１０月３０日

長崎市教育委員会教育長　　西　本　徳　明

長崎市立小、中学校の指定学校変更就学及び区域外就学に関する要綱の一部を改正する要綱

長崎市立小、中学校の指定学校変更就学及び区域外就学に関する要綱（平成２８年長崎市教育委員会告示第１９号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（指定学校変更就学の申立て） 第３条　指定学校変更就学の申立てをしようとする児童又は生徒の保護者は、指定学校変更就学申立書（第１号様式）に別表第１に定める添付書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。	（指定学校変更就学の申立て） 第３条　指定学校変更就学の申立てをしようとする児童又は生徒の保護者は、指定学校変更就学申立書（第１号様式）に誓約書（第２号様式）及び別表第１に定める添付書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、別表第１第３項、第５項又は第８項第１号に該当する場合は、当該誓約書の提出を要しないものとする。
（区域外就学の願い出及び通知） 第８条　区域外就学の願い出をしようとする児童又は生徒の保護者	（区域外就学の願い出及び通知） 第８条　区域外就学の願い出をしようとする児童又は生徒の保護者

は、区域外就学承諾願書（第2号様式）に別表第２に定める添付書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。	は、区域外就学承諾願書（第3号様式）に第３条の規定による誓約書及び別表第２に定める添付書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。ただし、同表第２第３項第１号に該当する場合は、当該誓約書の提出を要しないものとする。
２　［略］	２　［略］

第１号様式を次のように改める。

第１号様式（第３条関係）

指定学校変更就学申立書

年　　月　　日

長崎市教育委員会　様

保護者氏名
（申請者）

連絡先

貴教育委員会に指定された就学すべき学校を、次により変更したいので申し立てます。

なお、通学については保護者が責任を持ち、変更申立理由が虚偽または消滅した場合や変更期間満了後は、速やかに教育委員会の指示に従うことを誓約します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 （住民登録地）			
（　　）住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

第２号様式を削る。

第３号様式を次のように改め、第２号様式とする。

第２号様式（第８条関係）

区域外就学承諾願書

年　　月　　日

長崎市教育委員会　様

保護者氏名
（申請者）

連絡先

次のとおり就学させたいので、承諾くださるようお願いします。

なお、通学については保護者が責任を持ち、願い出の理由が虚偽または消滅した場合や、決定された区域外就学の期間満了後は、速やかに教育委員会の指示に従うことを誓約します。

記

児童生徒氏名			
生年月日			
現住所 （住民登録地）			
（　　）住所			
保護者氏名			
指定学校		学年	
希望就学校		学年	
希望変更期間			
申請理由			

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の長崎市立小、中学校の指定学校変更就学及び区域外就学に関する要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。